

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1095 号（諮問第 1762 号）

件名：養介護施設従事者等による高齢者虐待について等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 30 年 4 月 19 日、同年 11 月 2 日及び同月 22 日

2 原処分

平成 30 年 6 月 1 日、同年 10 月 31 日、同年 11 月 16 日、同年 12 月 28 日及び平成 31 年 2 月 26 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表 1 の 1 欄に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し同表の 2 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して一部開示とした。

3 審査請求

平成 30 年 6 月 4 日、同年 11 月 2 日、同月 20 日、平成 31 年 1 月 4 日及び同年 2 月 28 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 10 月 3 日

5 答申

令和 6 年 3 月 19 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示としたこと、及び別表 1 の 1 欄に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 以下も同様とする。）の開示請求に対し同表の 2 欄に掲げる分類 2（以下「分類 2」という。同欄に掲げる分類 1 以下も同様とする。）から分類 8 までを特定したことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するもので

ある。

(2) 本件行政文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件行政文書のうち、分類1及び分類6は、養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等を受けた市町村が県に報告した高齢者虐待報告書である。分類2は、市町村等が行った要介護認定処分等に対し不服がある審査請求人が愛知県介護保険審査会に対し提出した審査請求書、補正書、反論書、再反論書及び取下書並びに市町村等が提出した弁明書及び再弁明書である。分類3は、愛知県介護保険審査会が市町村等の要介護認定処分等に違法又は不当がないかを審議するための検討資料である。分類4は、愛知県介護保険審査会の議事録及び議事録案である。分類5は、審査請求に対する愛知県介護保険審査会の裁決書である。分類7は、高齢者虐待に係る苦情等を受けた市町村から県に報告された相談・苦情状況報告書である。分類8は、高齢者虐待に関する復命書である。

分類9は、総合文書管理システムにより作成、出力された保存文書目録である。分類10は、県内の特別養護老人ホームに対し入所申込等の状況を調査する文書である。

分類11は、愛知県介護保険審査会の当日の進行要領である。

(3) 請求1から請求3までに係る審査請求について

審査請求人は、請求1から請求3までに係る審査請求書において、条例第7条各号に該当しない旨を主張していることから、実施機関が開示とした別表2の1欄に掲げる部分が同表の2欄に掲げる規定に該当するか否かについて、以下検討する。

ア 条例第7条第2号該当性について

(ア) 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

(イ) 当審査会において本件行政文書を見分したところ、分類1には個人の氏名、生年月日その他特定の個人を識別できる部分、要介護度が分

かる部分、障害区分及び診断内容が分かる部分、分類 2 から分類 5 までには個人の氏名、生年月日その他特定の個人を識別できる部分、要介護度が分かる部分並びに診断及び評価内容が分かる部分、分類 6 には個人の氏名、生年月日その他特定の個人を識別できる部分、要介護度が分かる部分、障害区分並びに診断及び評価内容が分かる部分、分類 8 及び分類 9 には個人の氏名、分類 11 には個人の氏名その他特定の個人を識別できる部分、要介護度が分かる部分並びに診断及び評価内容が分かる部分が記載されていることが認められた。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されていることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、分類 1 から分類 6 まで及び分類 11 において不開示とした部分には市町村長の氏名や自治体の電話番号等が含まれているが、当該部分が公になった場合、虐待を受けた高齢者の居所や審査請求人の住所地が判明する情報であることから、同号ただし書ハには該当しない。

そのほか、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、いずれも条例第 7 条第 2 号に該当する。

イ 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

(ア) 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 3 号イ該当性について、以下検討する。

(イ) 実施機関によれば、分類 1 には高齢者虐待について報告のあった養介護施設の名称、事業者番号、所在地の分かる部分、電話番号、ファックス番号、法人の印影その他法人の名称が分かる部分、分類 6 には高齢者虐待について報告のあった養介護施設の名称、事業者番号、所在地の分かる部分、電話番号、ファックス番号、法人の印影、メール

アドレスその他法人の名称が分かる部分、分類 7 には高齢者虐待について報告のあった養介護施設の名称及び所在地の分かる部分、分類 9 には介護サービス情報公表調査委託料の差押えがなされた法人の名称及び軽費老人ホームの利用料補助金の返還を求められた施設の名称が記載されており、これらを公にすることとなれば、当該法人等の社会的価値の低下を招くおそれがあるとのことである。

また、分類 8 には研修会を主催した法人のメールアドレスが記載されており、これを公にすることとなれば、無関係な問合せ等により、当該法人の連絡等に支障が生じるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの情報は、当該法人等の事業活動情報であり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

ウ 条例第 7 条第 6 号該当性について

(7) 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、条例第 7 条第 6 号該当性について、以下検討する。

(イ) 実施機関によれば、分類 4 には愛知県介護保険審査会において発言した委員の氏名が分かる部分が記載されており、これは審理を非公開としている愛知県介護保険審査会において発言をした委員が分かる情報であるとのことである。これを公にすることとなれば、愛知県介護保険審査会の裁決に不満を持つ審査請求人等の関係者から不当な圧力がかかるおそれがあり、また、そのおそれから愛知県介護保険審査会において各委員が率直な意見交換に躊躇し、十分な調査審議が行われなくなるなど、愛知県介護保険審査会の調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

また、分類 6 及び分類 8 には県のメールシステムの URL が記載されており、これは県の情報資産の管理に関する情報であるとのことである。これを公にすることとなれば、外部から県情報通信ネットワーク環境に不正に接続できてしまう危険性が高まり、県の情報資産の管理に支障が生じるおそれがあるとのことである。

さらに、分類 10 には各施設長に送付した特別養護老人ホームへの入所申込者を調査するためのパスワードが記載されており、これを公にすることとなれば、施設長以外の者が調査票を提出することが可能となり、その結果、適切な介護サービス事業等を見込むことができず、県の介護保険事業支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの情報を公にすることにより、県の介護保険審査会の調査審議事務、情報資産の管理事務及び介護保険事業支援事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 平成 30 年 11 月 2 日付けの審査請求について

審査請求人は、平成 30 年 11 月 2 日付けの審査請求書において、請求 1 に対する決定について「再発防止に係る研修報告等の文書を特定していない」と主張していることから、請求 1 に対して実施機関が分類 2 から分類 8 までを特定したことに誤りがあるか否かを以下検討する。

ア 分類 2 から分類 5 までの行政文書の特定について

実施機関によれば、分類 2 から分類 5 までは、要介護認定処分等に対し不服がある審査請求人が愛知県介護保険審査会に対し不服を申し立てた審査請求に関する審査請求書、補正書、反論書、再反論書、取下書、弁明書、再弁明書、当該審査会において審議するための検討資料、議事録、議事録案及び裁決書であり、開示請求書に記載の「介護認定に係る審査請求一式」という請求内容に合致する文書であるとのことである。

当審査会において分類 2 から分類 5 までの行政文書の内容を確認したところ、いずれも要介護認定処分に対しなされた審査請求に関する文書であることから、請求内容に合致する文書であると認められる。

イ 分類 6 及び分類 7 の行政文書の特定について

実施機関によれば、高齢者虐待に関する報告である分類 6 及び高齢者虐待に係る苦情等に関する報告である分類 7 は、開示請求書に記載の「高齢者虐待報告書」という請求内容に合致する文書であるとのことである。

また、分類 6 は、鑑文^{かがみ}や改善状況報告書のほか、高齢者虐待に係る通報等があった養介護施設従事者等が提出した再発防止に係る研修に関する文書等で構成されており、審査請求人が主張する再発防止に係る研修報告等に関する文書を含む文書であるとのことである。

当審査会において分類 6 及び分類 7 の行政文書の内容を確認したところ、いずれも高齢者虐待に関する報告書であることから、請求内容に合致する文書であると認められる。

ウ 分類 8 の行政文書の特定について

当審査会において分類 8 の行政文書の内容を確認したところ、開示請求書に記載の高齢者虐待に関する復命書であることから、請求内容に合致する文書であると認められる。

エ 以上のとおり、実施機関の主張に特段不自然、不合理な点はなく、ほかに特定すべき文書の存在をうかがわせる事情もないことから、実施機関が分類 2 から分類 8 までを特定したことに誤りは認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

1 請求内容	2 行政文書の名称		3 一部開示決定	4 審査請求年月日
請求 1 高齢福祉課に対する開示請求 ・介護認定に係る審査請求一式（H29年度） ・高齢者虐待報告書 ・復命書（高齢者虐待に関するもの）	分類 1	・養介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告）（平成 29 年 4 月分） 11 件	平成 30 年 6 月 1 日付け 30 高福第 382 号 平成 30 年 10 月 31 日付け 30 高福第 829 号	平成 30 年 6 月 4 日 平成 30 年 11 月 2 日
	分類 2	・審査請求書 17 件 ・補正書 9 件 ・反論書 8 件 ・再反論書 2 件 ・取下書 7 件 ・弁明書 13 件 ・再弁明書 4 件		
	分類 3	・当日検討資料 10 件		
	分類 4	・愛知県介護保険審査会議事録 8 件		
	分類 5	・裁決書 10 件		
	分類 6	・養介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告）（平成 24 年度分） 3 件 ほか		
	分類 7	・相談・苦情報告書（平成 24 年度分） 1 件		
	分類 8	・復命書（平成 26 年 1 月 21 日） ほか		
請求 2 高齢福祉課に対する開示請求	分類 9	・保存文書目録（平成 27 年度、平成 28 年度）	平成 30 年 11 月 16 日付け 30 高	平成 30 年 11 月 20 日

1 請求内容	2 行政文書の名称		3 一部開示決定	4 審査請求年月日
<ul style="list-style-type: none"> ・保存文書目録（平成 27 年度～平成 30 年度） ・県民の行動の調査している県職員の氏名とその目的がわかる文書 	分類 10	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健福祉施設等に対する入所申込者の調査について（平成 23 年度）ほか 	福第 859－2 号	
請求 3 高齢福祉課に対する開示請求 <ul style="list-style-type: none"> ・介護認定審査会の裁決集（現在管理しているもの） ・介護認定に係る不服申立の処理状況がわかるもの（直近から、終了したもの 1 件） 	分類 5	<ul style="list-style-type: none"> ・裁決書（平成 29 年度受理分） 10 件 	平成 30 年 12 月 28 日付け 30 高福第 955 号 平成 31 年 2 月 26 日付け 30 高福第 1102 号	平成 31 年 1 月 4 日
	分類 2	<ul style="list-style-type: none"> ・審査請求書 1 件 ・弁明書 1 件 ・反論書 1 件 		平成 31 年 2 月 28 日
	分類 3	<ul style="list-style-type: none"> ・当日検討資料 1 件 		
	分類 4	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録 1 件 ・議事録（案） 1 件 		
	分類 5	<ul style="list-style-type: none"> ・裁決書 89 件（平成 20 年から平成 30 年度受理分 但し、29 年度受理分除く） ・裁決書謄本 1 件 ・裁決書（案） 1 件 		
	分類 11	<ul style="list-style-type: none"> ・進行要領 1 件 		

別表 2

1 開示しないこととした部分		2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
分類 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、生年月日その他特定の個人を識別できる部分 ・ 要介護度が分かる部分 ・ 障害区分 ・ 診断内容が分かる部分 	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養介護施設の名称、事業者番号、所在地の分かる部分、電話番号、ファックス番号、法人の印影その他法人の名称が分かる部分 	<p>条例第 7 条第 3 号イに該当</p> <p>法人の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>
分類 2、 分類 3 及び分 類 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、生年月日その他特定の個人を識別できる部分 ・ 要介護度が分かる部分 ・ 診断及び評価内容が分かる部分 	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>
分類 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、生年月日その他特定の個人を識別できる部分 ・ 要介護度が分かる部分 ・ 診断及び評価内容が分かる部分 	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発言した委員の氏名が分かる部分 	<p>条例第 7 条第 6 号に該当</p> <p>愛知県介護保険審査会が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、同審査会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	
分類 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、生年月日その他特定の個人を識別できる部分 ・ 要介護度が分かる部分 ・ 障害区分 ・ 診断及び評価内容が分かる部分 	<p>条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養介護施設の名称、事業者番号、所在地の分かる部分、電話番号、ファックス番号、法人の印影、メールアドレスその他法人の名称が分かる部分 	<p>条例第 7 条第 3 号イに該当 法人の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ URL 	<p>条例第 7 条第 6 号に該当 管理サイトの URL でありセキュリティ上の問題があるため</p>
分類 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養介護施設の名称及び所在地の分かる部分 	<p>条例第 7 条第 3 号イに該当 法人の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>
分類 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名 	<p>条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人のメールアドレス 	<p>条例第 7 条第 3 号イに該当 法人の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ URL 	<p>条例第 7 条第 6 号に該当 管理サイトの URL でありセキュリティ上の問題があるため</p>

1 開示しないこととした部分		2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
分類 9	・ 個人の氏名	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため
	・ 法人、施設の名称	条例第 7 条第 3 号イに該当 法人の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
分類 10	・ パスワード	条例第 7 条第 6 号に該当 県が行う調査事務に関する情報であって、公にすることにより、調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
分類 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名その他特定の個人を識別できる部分 ・ 要介護度が分かる部分 ・ 診断及び評価内容が分かる部分 	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため